

令和5年5月8日

保護者 様

稲美町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

平素は、稲美町の教育にご理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで、法律上の5類感染症に移行することを踏まえ、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。そこで、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒等が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、5月8日以降の教育活動等における対応を下記のとおりとします。

今後も引き続き、日常の健康管理等について、ご家庭でもご協力くださるようお願いいたします。

記

1 学校園での教育活動について

- ・マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、感染に不安を抱いたり、健康上の理由によりマスクを必要とされる児童生徒等もいることなどから、マスクの着脱を強いることはありません。
- ・5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策については、従来の感染症対策を一律に行うのではなく、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することを基本とします。
- ・地域や学校園で感染が流行している場合は、一時的に活動場面に応じた対策を行います。

2 児童生徒等の健康観察

学校園内での感染拡大を防止するためには、児童生徒等の健康状態の異変やその兆候等を把握することが重要となります。

- ・健康観察カード等で確認は行いませんが、児童生徒等の健康状態の把握を願います。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童生徒等は無理をせずに自宅で休養してください。**感染が確認された児童生徒等は、出席停止となります。**
- ・児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合には、ご家庭と連絡を取り、症状がなくなるまでは自宅で休養するように促します。

3 出席停止の取扱い

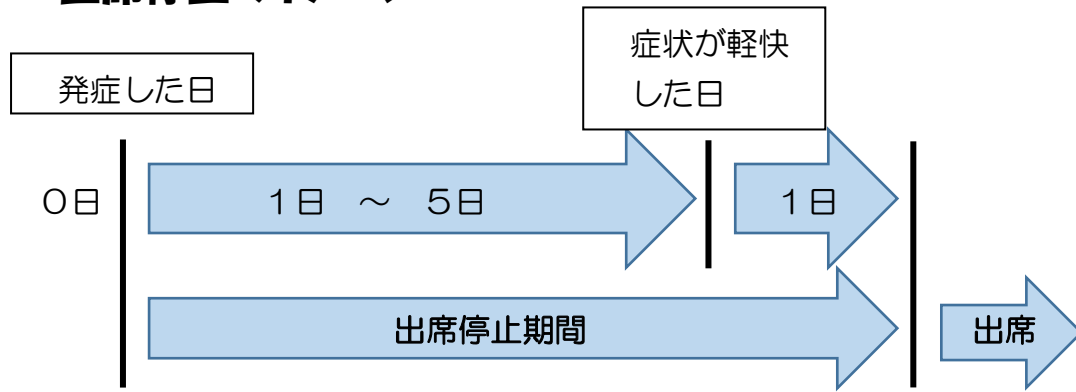
児童生徒等の感染が判明した場合には、法律に基づく出席停止となります。

- ・出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
- ・登校、登園を再開するに当たり、学校園に陰性証明等を提出する必要はありません。

4 その他

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。家族等が感染した児童生徒等であっても、感染が確認されていない者については、出席停止の対象となりません。

<出席停止のイメージ>



発症した日を0日（基準）。次の日から5日間経過、かつ、症状が軽快した日の後一日を経過するまで出席停止。